

フルハーネス特別教育

墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務特別教育

令和8年 1月26日(月)開催

【労働安全衛生法により定められています】

墜落制止用器具の特別教育とは、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業に係る業務（ロープ高所作業を除く）に労働者を従事させる場合、事業者が実施しなければならないと義務付けられている教育です。

カリキュラム

時 間	内 容
7:50 ~ 8:10	受 付
8:10 ~ 8:20	施設案内・講習説明
8:25 ~ 12:10	講 義（作業に関する知識、墜落制止用器具に関する知識）
12:10 ~ 13:10	昼 食 ※お弁当をご持参ください(教室内での飲食可)
13:10 ~ 16:00	講義（労働災害の防止に関する知識、関係法令） 実技（墜落制止用器具の使用法等）
16:10 ~ 16:55	講義総復習

※天候や募集状況により日程変更や講習中止の場合がございます。

※講義終了後、当日中に修了証の交付を行います。

※受講態度（よそ見・居眠り等）や理解度によって修了証が交付されない場合がございます。

※昼休みや途中休憩は担当講師の指示に従ってください。

お申込み

受講を希望される方は、ホームページ「コース案内」の受講申込フォームに必要事項を入力の上、送信してください。追って受講にあたる案内をさせていただきます。

負担金：12,210円（受講料12,100円（テキスト代・税込） 衛生管理費110円）

定 員：5名 ※他訓練コースとの合同実施です。

申込締切：1月9日（金）

※お弁当はご持参ください。

その他、ご不明な点がございましたら下記、電話番号にお問い合わせ下さい。



職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会

富士教育訓練センター

〒418-0101

TEL 0544(52)0968

静岡県富士宮市根原492-8

FAX 0544(52)1336

URL <http://www.fuji-kkc.ac.jp>